

証券コード 4448
2023年3月13日
(電子提供措置の開始日2023年3月6日)

株 主 各 位

大阪市北区梅田2丁目6番20号
パシフィックマークス西梅田5階
C h a t w o r k 株式会社
代表取締役兼社長執行役員CEO 山本正喜

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.chatwork.com/ja/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、本株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、規模を縮小し開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、書面によって議決権を行使できますので、感染リスクを避けるため、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行います。株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館地下1階「AP浜松町」D・E・Fルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
- ◎ご出席の株主様には受付にてアルコール消毒のご協力をお願いし、発熱・体調不良と見受けられる方には入場をお断りさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◎カメラやスマートフォン、携帯電話等による会場内及びライブ配信内容の撮影や録音は、ご遠慮ください。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び定款第17条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。なお、書面交付請求された株主様へご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。以下の事項につきましては、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本株主総会の結果は以下の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

当社ウェブサイト：<https://corp.chatwork.com/ja/ir/meeting/>

◎本株主総会のインターネットライブ中継のご案内については、以下の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。ご確認ください。

当社ウェブサイト：<https://corp.chatwork.com/ja/ir/shareholders/meeting-2023.html>

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株発生による感染の再拡大等、先行き不透明な状況も見られましたが、経済活動正常化の方針が政府からは発表され徐々に規制緩和される状況となってきました。また、急激な原油高騰や円安進行などの影響により、日本の社会は大きく変容してきております。一方で、新型コロナウイルス感染症対策に伴うテレワーク需要増加を背景に、デジタルトランスフォーメーション(DX)に関連するシステム投資が、引き続き注目を集めております。

このような環境の中、当社は「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の大半を過ごすことになる「働く」という時間において、ただ生活の糧を得るためだけではなく、1人でも多くの方がより楽しく、自由な創造性を存分に発揮できる社会を実現することを目指し、仕事の効率化や新しく創造的な働き方を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当連結会計年度は、主力のChatworkセグメントの拡販に努める一方で、新たな機能のリリース等、計画に沿った開発にも注力しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,593,178千円(前年同期比36.2%増)営業損失は719,273千円(前連結会計年度は688,084千円の営業損失)経常損失は724,720千円(前連結会計年度は705,114千円経常損失)親会社株主に帰属する当期純損失は687,151千円(前連結会計年度は696,188千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

(Chatworkセグメント)

Chatworkセグメントは、引き続き主力サービスである「Chatwork」の利点を訴求し、新たな機能追加と顧客の開拓に努めました。以上の結果、売上高は4,368,844千円(前連結会計年度比38.5%増)となりました。

なお、当セグメントが当社グループの主力事業であり、本社機能も含めて各間接費の全てが当セグメントの維持・拡大のために費やされていることから、間接費の全額を当セグメン

トにおける費用として計上しております。

(セキュリティセグメント)

セキュリティセグメントにつきましては、引き続き当社としては積極的な事業拡大を行わない方針としております。その結果、売上高は224,334千円(前連結会計年度比2.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、416,328千円であります。主な内訳は、自社利用のソフトウェアの開発で403,924千円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

SaaS市場は、技術進歩が非常に速く、また同市場が拡大する中で提供されるサービスも多様化しております。こうしたサービスには大規模な設備投資が不要であり、導入コストの削減とスピーディーな導入が可能となることから、注目を集めている市場であります。

このような市場環境を受け、当社グループの主力サービス「Chatwork」に関連するビジネスチャットツールの市場規模は拡大していくものと予想されますが、一方で、競合他社との競争は激しさを増すものと認識しております。当社グループは、ビジネスチャット市場において、事業成長を図りつつ、競合他社との差別化を推進するとともに、収益性の向上に取り組み、企業価値を継続的に拡大させる方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2019年度 第16期	2020年度 第17期	2021年度 第18期	2022年度 (当連結会計年度) 第19期
売 上 高	(千円)	1,815,079	2,424,339	3,372,285	4,593,178
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	61,421	208,206	△696,188	△687,151
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	1.70	5.66	△18.72	△17.33
総 資 産	(千円)	2,008,982	2,535,066	5,168,034	5,400,387
純 資 産	(千円)	1,478,473	1,790,222	3,402,962	2,869,931

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を除いた株式数に基づき算出しております。
2. 第18期より連結計算書類を作成しております。
3. 第16期及び第17期の親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失については、当社単体の当期純利益又は当期純損失を記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

(2022年12月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の議決権 比率	主要なサービス内容
Chatworkストレージテクノロジー株式会社	東京都港区	56,000千円	51%	クラウドストレージ事業

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
Chatworkセグメント	Chatwork
セキュリティセグメント	ESET

(8) 主要な営業所

(2022年12月31日現在)

名称	所在地
本店（大阪オフィス）	大阪府大阪市北区梅田2-6-20-5F
東京オフィス	東京都港区西新橋1-1-1 WeWork日比谷FORT TOWER

(9) 従業員の状況

(2022年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	63名増	34.4歳	2.9年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額（千円）
株式会社商工組合中央金庫	500,000
株式会社三井住友銀行	365,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年1月31日付けにて人事労務領域で複数事業を運営する株式会社ミナジンの株式を取得し、子会社化いたしました。内容の詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	39,941,702株
(3) 株主数		14,646名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社Fun&Creative	20,530,400 株	51.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,561,900 株	3.91%
山 本 正 喜	1,520,386 株	3.80%
JP JPMSE LUX RE JEFFERIES INTL LTD EQ CO	1,280,200 株	3.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,253,400 株	3.13%
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	1,191,500 株	2.98%
山 口 勝 幸	959,773 株	2.40%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	601,835 株	1.50%
GMO Venture Partners4 投資事業有限責任組合	393,900 株	0.98%
井 上 直 樹	292,925 株	0.73%

（注）持株比率は、自己株式（2,223株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	99,112株	3名
社外取締役	5,535株	1名

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	区分及び 保有者数	新株予約権 1個当たりの 発行価額	新株予約権 1個当たりの 行使価額	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	権利行使期間
第1回新株予約権 (2017年2月22日)	監査役1名	無償	50,000円	226個	普通株式 45,200株	自2017年3月1日 至2027年2月28日
第3回新株予約権 (2018年3月27日)	取締役2名	無償	50,000円	2,120個	普通株式 424,000株	自2018年3月27日 至2028年3月26日
第4回新株予約権 (2018年12月18日)	取締役2名	無償	50,000円	300個	普通株式 60,000株	自2018年12月18日 至2028年12月17日
第6回新株予約権 (2019年2月8日)	取締役1名	無償	50,000円	520個	普通株式 104,000株	自2019年2月8日 至2029年2月7日

(注) 当社は、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	職名及び重要な兼職の状況
代表取締役兼 社長執行役員	山本正喜	CEO
取締役兼 執行役員	井上直樹	CFO Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社取締役 株式会社ミナジン取締役
取締役兼 執行役員	福田升二	COO Nintホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ミナジン取締役
取締役	宮坂友大	Capital T合同会社 代表社員
常勤監査役	菅井毅	—
監査役	山田啓之	Axella総合会計事務所代表 Unipos株式会社社外監査役 株式会社カオナビ社外取締役（監査等委員） 株式会社QDレーザ社外取締役（監査等委員）
監査役	村田雅幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ社外監査役 株式会社リグア社外取締役

- (注) 1. 福田升二氏は、2022年3月25日開催の第18期定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役宮坂友大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役菅井毅、山田啓之及び村田雅幸の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役菅井毅氏は、金融機関や事業会社等での長年の経験により、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントへの豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
5. 監査役山田啓之氏は、税理士として長年活躍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役村田雅幸氏は、大阪証券取引所及び東京証券取引所での長年の経験により、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制への豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
7. 当社は、取締役宮坂友大、監査役菅井毅、山田啓之及び村田雅幸の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は6名であり、取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

氏名	職名
山口 勝 幸	副社長執行役員CNO
春 日 重 俊	執行役員CTO兼プロダクト本部長
西 尾 知 一	執行役員CHRO兼ピープル&ブランド本部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退 任 日
取 締 役	山 口 勝 幸	C00	2022年3月31日

(注) 取締役兼副社長執行役員山口勝幸氏は、辞任による退任です。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により一任された代表取締役兼社長執行役員CEOである山本正喜であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。なお、これらの権限を委任した理由は、代表取締役兼社長執行役員CEOである山本正喜は、各取締役の業務執行状況全般を把握しており、総合的に取締役の評価を実施できると判断したためであります。また、監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬（短期的な業績連動報酬及び中長期的な株主価値に連動する株式報酬）からなり、短期的な業績連動報酬は年次の予算計画に対する達成率との連動、中長期的な株式報酬は、株主価値と連動する形で設定しております。監査役の報酬体系は、その独立性の観点から業績等による変動は行わず、基本報酬のみを支給することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記方針と整合していることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年2月20日開催の第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月25日開催の第18期定時株主総会において、株式報酬の額を年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年2月20日開催の第11期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	117,057千円 (5,999千円)	60,338千円 (3,000千円)	56,718千円 (2,999千円)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,400千円 (14,400千円)	14,400千円 (14,400千円)	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	131,457千円 (20,399千円)	74,738千円 (17,400千円)	56,718千円 (2,999千円)	8 (4)

(注) 取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2022年3月25日開催の第18期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度として、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とします。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年116,000株以内（うち社外取締役23,200株以内）とします。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	宮坂友大	Capital T合同会社 代表社員	重要な取引その他の関係はございません。
社外監査役	菅井毅	—	—
社外監査役	山田啓之	Axella総合会計事務所代表 Unipos株式会社社外監査役 株式会社QDレーザ社外取締役（監査等委員） 株式会社カオナビ社外取締役（監査等委員）	重要な取引その他の関係はございません。
社外監査役	村田雅幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ社外監査役 株式会社リグア社外取締役	重要な取引その他の関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況 並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮坂友大	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
社外監査役	菅井毅	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回の全てに出席しました。長年の事業会社での経験から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。
社外監査役	山田啓之	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回の全てに出席しました。税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。
社外監査役	村田雅幸	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会13回の全てに出席しました。証券取引所での豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額 34,000千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の附議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として企業理念及び社内規程を定めるとともに内容について役職員に浸透を図る。
 - ii 監査役は「監査役監査規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - iii 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社グループの規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長に報告する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- i 当社グループは、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。
 - ii 取締役及び監査役は必要に応じてこれらの保存情報を閲覧することができる。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社グループはコーポレートリスクの適切な把握を目的として、取締役会又は他の会議体にて当社グループとして管理すべきリスク項目の洗い出しと、継続的な状況確認を実施する。
 - ii なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 当社グループは毎月1回の定例取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ii 当社グループは規程にて各組織の業務分掌並びに職位に応じた職務権限を定めるとともに、当該規程に従って担当役員及び各組織長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- i 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - ii 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
 - iii 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
- i 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - ii 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - iii 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役社長等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- ⑦監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び会計監査人を含む外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - ii 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- i 当社グループは、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- ii 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①取締役会において、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全て出席いたしました。
- ②監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査担当者は、内部監査活動計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行の監査、内部統制監査を行いました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,919,898	流動負債	1,732,200
現金及び預金	2,850,323	未払金	327,445
売掛金	307,867	未払費用	137,443
貯蔵品	6,124	未払法人税等	32,160
前払費用	690,402	未払消費税等	91,334
預け金	4,515	契約負債	995,838
その他流動資産	60,736	預り金	1,532
貸倒引当金	△72	従業員預り金	22,827
固定資産	1,480,488	賞与引当金	21,600
有形固定資産	29,652	1年内返済予定の長期借入金	102,000
建物	19,979	その他流動負債	18
工具、器具及び備品	9,672	固定負債	798,254
無形固定資産	1,160,584	長期借入金	763,500
ソフトウェア	248,580	繰延税金負債	34,754
ソフトウェア仮勘定のれん	523,179	負債合計	2,530,455
顧客関連資産	285,326	(純資産の部)	
投資その他の資産	103,497	株主資本	2,831,023
投資有価証券	290,251	資本金	2,622,024
敷金及び保証金	183,246	資本剰余金	2,607,884
長期前払費用	38,606	利益剰余金	△2,398,796
	68,398	自己株式	△88
		非支配株主持分	38,908
		純資産合計	2,869,931
資産合計	5,400,387	負債・純資産合計	5,400,387

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		4,593,178
売上原価		1,405,429
売上総利益		3,187,749
販売費及び一般管理費		3,907,022
営業損失		719,273
営業外収益		
受取利息	116	
為替差益	10,440	
雑収入	3,758	14,315
営業外費用		
支払利息	6,548	
株式交付費	9,885	
投資事業組合運用損	707	
コミットメントファイ	127	
固定資産除却損	2,425	
雑損失	69	19,763
経常損失		724,720
特別利益		
固定資産売却益	924	924
税金等調整前当期純損失		723,795
法人税、住民税及び事業税	6,103	
法人税等調整額	△4,088	2,014
当期純損失		725,810
非支配株主に帰属する当期純損失		38,659
親会社株主に帰属する当期純損失		687,151

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,525,611	2,511,471	△1,711,645	△42	3,325,394
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	96,413	96,413			192,826
親会社株主に 帰属する当期純損失			△687,151		△687,151
自己株式の取得				△46	△46
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	96,413	96,413	△687,151	△46	△494,371
当期末残高	2,622,024	2,607,884	△2,398,796	△88	2,831,023

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	77,567	3,402,962
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		192,826
親会社株主に 帰属する当期純損失		△687,151
自己株式の取得		△46
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△38,659	△38,659
連結会計年度中の変動額合計	△38,659	△533,030
当期末残高	38,908	2,869,931

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 …………… 1社
- ②連結子会社の名称 …………… Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- a. 貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- b. その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産
 - ・ 建物 … 定額法
 - ・ 工具、器具及び備品 … 定率法

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

- ・ 建物 … 8年～22年
- ・ 工具、器具及び備品 … 3年～10年

b. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

- ・ ソフトウェア …………… 3年～5年
- ・ 顧客関連資産 …………… 10年

③重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年の定額法により償却しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

a. 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。
- 新株予約権発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

b. 収益認識及び費用の計上基準

当社はビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供を主力事業としております。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点として、新規契約時に顧客から支払を受ける初期費用について一時点で売上を計上してはりましたが、月額の利用料と一体のものとして取り扱い、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,746千円減少し、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失は、それぞれ1,746千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計方針の変更により、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び顧客関連資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	285,326千円
顧客関連資産	103,497千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式取得時に識別したのれん及び顧客関連資産について、10年の定額法により償却を実施しておりますが、のれん及び顧客関連資産の対象事業の収益性が悪化する等の減損の兆候がある場合、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の判定を行っております。

取得原価のうちのれん及び顧客関連資産に配分された金額が相対的に多額であったことから、当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産を含むChatworkストレージテクノロジー株式会社に関する資産について減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、その期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率を基に算定しております。当該事業計画においては、新規獲得・解約ユーザー数、販売単価、サーバーコスト等の重要な仮定を用いております。当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るために、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該事業計画の仮定に変動が生じることで、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合は減損損失を認識する可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	29,652千円
無形固定資産 (のれん及び顧客関連資産を除く)	771,760千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は固定資産について、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づいて資産のグルーピングを行っております。資産グループの収益性が悪化する等の減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、新規獲得ユーザー数、解約率、販売単価、人員計画及び広告宣伝費等の重要な仮定を用いております。当連結会計年度において、Chatworkセグメントの営業損失は継続してマイナスとなっていることから、当社は当該セグメントに属する資産について減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るために、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該事業計画の仮定に変動が生じることで、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合は減損損失を認識する可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(3) 投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
投資有価証券(非上場株式)	164,674千円
投資有価証券(投資事業組合への出資)	18,571千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券は市場価格のない株式等であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって

連結貸借対照表価額としております。当社では、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減額処理を行うこととしております。

実質価額の著しい下落の判断にあたっては、発行会社の事業計画等を基礎とし、業績の推移、事業計画の進捗状況、将来の成長性等を総合的に勘案しております。当連結会計年度において、投資有価証券に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等により、投資有価証券の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 44,206千円

(2) 財務制限条項

当社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高 365,500千円

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

①2021年12月期以降、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも2期連続で損失としないこと。

②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社のChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

なお、当連結会計年度末において、①の財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社三井住友銀行と2023年1月31日付で締結した「契約変更合意書」に基づき、以下のとおり変更しており、期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。

①2024年12月期以降、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも損失としないこと。

また、これに伴い株式会社三井住友銀行と締結した「預金担保契約」に基づき、2023年1月31日付で定期預金350,000千円を担保提供しております。担保提供期間は2023年1月31日から2026年6月30日です。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	39,941,702株
------	-------------

(2) 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式	2,592,400株
------	------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資産運用については預金、預け金等の安全性の高い金融資産で行っており、資金調達については取締役会承認に基づき決定する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金はいずれも1年以内の入金期日であり、契約等に従ってリスク管理を行っております。敷金及び保証金は各オフィスの賃貸借契約に伴うものであります。

また、営業債務である未払金、預り金は1年以内の支払期日であります。法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。未払消費税等は1年以内に納付期限が到来するものであります。従業員預り金は2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

長期借入金(1年内返済予定含む)は、子会社株式の取得資金及び運転資金であり、返済期日は5年以内であります。なお、財務制限条項が付されており、資金調達に係る流動性リス

クに影響を及ぼす可能性があります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの売掛金の多くがクレジットカード決済であり信用リスクにおいてはクレジットカード会社にて担保されております。長期借入金の金利変動リスクについては、金利動向を随時把握し適切に管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 敷金及び保証金	38,606	36,115	△24,991
(2) 長期借入金	(763,500)	(751,597)	△11,902

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」、「従業員預り金」、「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*3) 投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式であり、市場価格がないことから、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	18,571
非上場株式	164,674

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	36,115	—	36,115
長期借入金	—	751,597	—	751,597

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	Chatworkセグメント	セキュリティセグメント	
一時点で移転される財	185,859	224,334	410,193
一定の期間にわたり移転される財	4,182,984	—	4,182,984
顧客との契約から生じる収益	4,368,844	224,334	4,593,178
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,368,844	224,344	4,593,178

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項b. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた契約負債の残高等

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、649,262千円であります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	649,262	995,838

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	70.88円
1株当たり当期純損失金額	17.33円

9. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は2022年12月16日開催の取締役会において、株式会社ミナジンの株式を取得し、連結子会社化することについて決議いたしました。当該決議に基づき、2023年1月31日付で株式取得の手続きが完了しております。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ミナジン

事業の内容 給与計算アウトソーシング、就業管理システムの企画、販売

②企業結合を行った主な理由

本取引により、当社が中期経営計画に掲げたビジネス版スーパーアプリの実現に向け、人事労務領域のサービス拡張が可能となります。ビジネスチャットというコミュニケーションツールと人事労務領域サービスの連携による高付加価値なサービスを顧客に提供することで、さらなる価値提供に繋げることを目指します。また、両サービスは主要顧客が中小企業という特徴を有しており、相互の顧客基盤の拡大による収益貢献、コスト効率化というシナジーが期待できると判断しております。さらに将来的には、ITツールの利用のみでは解決で

きない他領域において、ミナジン社のノウハウを生かすことが可能と考えております。

③企業結合日

2023年2月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金及び預金	600,000千円
条件付取得対価	100,000千円
取得原価	700,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

①条件付き取得対価の内容

業績連動型のアーンアウト方式を採用しており、被取得企業の今後3年間の業績達成度合いに応じて、取得時に支出した600,000千円に加え最大400,000千円が支払われる可能性があります。

②会計方針

取得対価の変動が発生した場合には、取得時に変動したとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしています。

(株式会社ミナジンへの資金貸付及び株式会社ミナジンの借入に対する債務保証)

当社は2023年2月10日開催の取締役会において、株式会社ミナジンに対して資金貸付を行うことならびに同社にて締結を行っている金融機関からの借入金に対する債務保証を行うことを下記のとおり決議し、実行する予定であります。2023年2月10日時点の短期貸付金の残高は110,000千円(当決議分を含む)であります。また、当決議日以前の2023年1月11日においても2022年12月16日開催の取締役会決議に基づき下記のとおり資金貸付を実行しております。

(1) 貸付金の内容

①資金貸付の目的 運転資金

②資金貸付の内容

貸付金額	50,000千円
金利	年1.7%
実行予定日	2023年2月10日
返済期限	2023年4月11日

2023年1月11日実行分

貸付金額	30,000千円
金利	年1.7%
実行日	2023年1月11日
返済期限	2023年4月11日

(2) 債務保証の内容

債務保証金額	215,740千円
実行予定日	2023年3月
返済期限	2023年5月31日～2026年3月31日

10. その他

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,785,577	流動負債	1,691,245
現金及び預金	2,756,823	未払金	293,941
売掛金	273,545	未払費用	134,354
貯蔵品	6,124	未払法人税等	31,870
前払費用	668,387	未払消費税等	91,334
預け金	4,515	契約負債	991,804
その他流動資産	76,179	預り金	1,493
固定資産	1,632,483	従業員預り金	22,827
有形固定資産	29,561	賞与引当金	21,600
建物	19,979	1年内返済予定の長期借入金	102,000
工具、器具及び備品	9,581	その他流動負債	18
無形固定資産	676,820	固定負債	763,500
ソフトウェア	166,538	長期借入金	763,500
ソフトウェア仮勘定	510,281	負債合計	2,454,745
投資その他の資産	926,101	(純資産の部)	
投資有価証券	183,246	株主資本	2,963,315
関係会社株式	515,850	資本金	2,622,024
敷金及び保証金	38,606	資本剰余金	2,607,884
長期前払費用	68,398	資本準備金	2,607,884
関係会社長期貸付金	120,000	利益剰余金	△2,266,504
資産合計	5,418,060	利益準備金	3,535
		その他利益剰余金	△2,270,039
		繰越利益剰余金	△2,270,039
		自己株式	△88
		純資産合計	2,963,315
		負債・純資産合計	5,418,060

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,218,870
売上原価	1,168,170
売上総利益	3,050,699
販売費及び一般管理費	3,637,363
営業損失	586,664
営業外収益	
受取利息	482
為替差益	10,440
雑収入	3,716
営業外費用	
支払利息	6,548
株式交付費	9,885
投資事業組合運用損	707
コミットメントファイ	127
雑損失	69
経常損失	589,361
特別利益	
固定資産売却益	924
税引前当期純損失	588,437
法人税・住民税及び事業税	5,813
当期純損失	594,250

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	2,525,611	2,511,471	2,511,471
事業年度中の変動額			
新株の発行	96,413	96,413	96,413
当期純損失			
自己株式の取得			
事業年度中の変動額 合計	96,413	96,413	96,413
当期末残高	2,622,024	2,607,884	2,607,884

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	3,535	△1,675,788	△1,672,253	△42	3,364,786	3,364,786
事業年度中の変動額						
新株の発行					192,826	192,826
当期純損失		△594,250	△594,250		△594,250	△594,250
自己株式の取得				△46	△46	△46
事業年度中の変動額 合計	—	△594,250	△594,250	△46	△401,470	△401,470
当期末残高	3,535	△2,270,039	△2,266,504	△88	2,963,315	2,963,315

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物 …………… 定額法

工具、器具及び備品 …………… 定率法

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

建物 …………… 8年～22年

工具、器具及び備品 …………… 3年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

ソフトウェア（自社利用） …… 3年

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社はビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供を主力事業としております。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

新株予約権発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方

針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計方針の変更により、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	29,561千円
無形固定資産	676,820千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (2) 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(2) 投資有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
投資有価証券(非上場株式)	164,674千円
投資有価証券(投資事業組合への出資)	18,571千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (3)投資有価証券の評価」に記載した内容と同一であります。

(3) 関係会社投融資の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	515,850千円
関係会社長期貸付金	120,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金は、連結子会社であるChatworkストレージテクノロジー株式会社に対するものであります。

関係会社株式は市場価格のない株式であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。関係会社長期貸付金については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合には、個別に貸倒引当金を計上することとしております。

実質価額の著しい下落及び貸倒引当金の計上の判断については、関係会社の事業計画を基礎とした将来の成長性、財政状態を考慮しており、新規獲得・解約ユーザー数、販売単価、サーバーコスト等の重要な仮定を用いております。関係会社の財政状態等を総合的に判断した結果、関係会社株式の減損処理及び関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金の計上は不要と判断しております。

関係会社の業績の悪化等により、関係会社株式の減損処理又は関係会社長期貸付金に対す

る貸倒引当金の計上が必要となった場合は、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 44,115千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務(区分表示したものを除く) | |
| ①短期金銭債権 | 10,400千円 |
| ②短期金銭債務 | 74千円 |

(3) 財務制限条項

当社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高	365,500千円
-------	-----------

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

- ①2021年12月期以降、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- ②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社のChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

なお、当事業年度末において、①の財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社三井住友銀行と2023年1月31日付で締結した「契約変更合意書」に基づき、以下のとおり変更しており、期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。

- ①2024年12月期以降、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも損失としないこと。

また、これに伴い株式会社三井住友銀行と締結した「預金担保契約」に基づき、2023年1月31日付で定期預金350,000千円を担保提供しております。担保提供期間は2023年1月31日から2026年6月30日です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①営業取引による取引高

売上高	8,200千円
その他の営業取引高	43,771千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高	366千円
---------------------	-------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,223株
------	--------

7. 税効果に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産（固定）

減価償却費	95,276千円
資産除去債務	850千円
未払事業税	6,770千円
未払事業所税	1,198千円
譲渡制限付株式報酬費用	28,857千円
貸倒引当金	28千円
賞与引当金	6,605千円
退職給付費用	6,446千円
繰越欠損金	608,320千円
繰延税金資産小計	<u>754,355千円</u>
評価性引当額	<u>△754,355千円</u>
繰延税金資産合計	－千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社	(所有) 直接51.0	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	120,000	関係会社 長期貸付金	120,000

(注1)資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山本 正喜	(被所有) 直接3.8 間接51.4	当社代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	25,209	—	—
役員	井上 直樹	(被所有) 直接0.7	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資 (注1)	14,939	—	—
				新株予約権の 行使 (注2)	12,000	—	—
役員	福田 升二	(被所有) 直接0.3	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資 (注1)	13,569	—	—
				新株予約権の 行使 (注2)	12,000	—	—

(注1)譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(注2)新株予約権の行使は、2018年3月27日及び2019年2月8日の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株あたり純資産額	74.20円
1株あたり当期純損失金額	14.98円

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一であります。

(株式会社ミナジンへの資金貸付及び株式会社ミナジンの借入に対する債務保証)

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一であります。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. その他

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

Chatwork株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Chatwork株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Chatwork株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

Chatwork株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Chatwork株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

Chatwork株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	菅 井 毅	Ⓔ
(社外監査役)		
監 査 役	山 田 啓 之	Ⓔ
(社外監査役)		
監 査 役	村 田 雅 幸	Ⓔ
(社外監査役)		

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、当社の事業領域の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的の追加、変更及び削除をするものであります。

(2) 当社は、事業の次なる躍進を図るとともに事業の効率化及びオフィス機能の強化を目的として、本店所在地を実質的な本社機能が存在する東京都港区に変更するものであります。

(3) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(4) 上記(3)の監査等委員会設置会社への移行による取締役の任期短縮に伴い、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう、剰余金の配当等に関する規定を変更するものであります。

(5) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第15条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止にも資すると考えております。

なお、当社は当該変更にあたり経済産業大臣及び法務大臣によって経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

(6) その他、文言の微調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって、効力が発生するものとします。ただし、第3条（本店の所在地）の変更は、附則第2条に従い、2023年7月1日の本店移転日をもって効力を生ずるものとします。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した<u>広告、各種情報提供サービス並びに通信販売に関する業務</u> 2. <u>情報処理に関する研究、開発事業及びこれらのコンサルティング業務</u> 3. <u>情報処理機器、情報通信機器に関するシステムの企画・製作・開発及び販売</u> 4. <u>情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの研究・開発並びに販売</u> 5. <u>ホームページの制作</u> 6. <u>映像音響ソフトウェアの企画・制作及び販売業務</u> 7. <u>出版物の企画・制作・販売</u> 8. <u>著作権、著作隣接権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、譲渡、企画、開発、使用許諾及び管理</u> 9. <u>通訳及び翻訳並びにこれらのサービスの斡旋</u> 10. <u>一般労働者派遣事業</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した<u>通信販売及びその仲介並びにそれらの情報提供に関する業務</u> 2. <u>インターネットを活用した情報提供サービス業</u> 3. <u>広告・宣伝に関する企画、立案、制作及び広告代理業務</u> 4. <u>情報処理に関するソフトウェア、ハードウェア、データベースシステム、ネットワークシステム、情報セキュリティ及びその他の情報技術の企画、研究、開発、制作並びに販売</u> 5. <u>インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる業務</u> 6. <u>マーケティングに関する業務</u> 7. <u>市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業</u> 8. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u> 9. <u>情報収集、情報処理、情報提供に関するサービスの仲介及び斡旋</u> 10. <u>ビジネスプロセスアウトソーシング業務及びビジネスプロセスサポート業務の企画、設計、コンサルティング並びに提供</u>

現行定款	変更案
<p>11. <u>広告宣伝に関する企画・立案・制作業務</u></p> <p>12. <u>企業の経営者、管理者、従業員の教育訓練及びコンサルティング</u></p> <p>13. <u>講演会・セミナーの企画・実施</u></p> <p>14. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p>15. <u>インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる業務</u></p> <p>16. (条文省略)</p> <p>17. <u>インターネットを活用した情報提供サービス業</u></p> <p>18. <u>不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用</u></p> <p>19. <u>マーケティングに関する業務</u></p> <p>20. <u>有料職業紹介業</u></p> <p>21. <u>市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業</u></p> <p>22. (条文省略)</p> <p>23. <u>上記各号に附随する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>11. <u>各種業務の代行及びアウトソーシング業務の受託</u></p> <p>12. <u>ホームページの企画、立案、制作、運用</u></p> <p>13. <u>映像音響ソフトウェアの企画、制作及び販売業務</u></p> <p>14. <u>出版物及び電子出版物の企画、制作、発行並びに販売業務</u></p> <p>15. <u>知的財産権の取得、譲渡、保有、運用、許諾、斡旋及び管理業務</u></p> <p>16. (現行どおり)</p> <p>17. <u>講演会、セミナー、研修会及び各種イベント等の企画、運営、管理並びに実施</u></p> <p>18. <u>不動産の売買、交換、賃貸及びそれらの仲介並びに所有、管理及び利用</u></p> <p>19. <u>企業の経営者、管理者、従業員の教育訓練及びコンサルティング</u></p> <p>20. <u>有料職業紹介業及び労働者派遣事業</u></p> <p>21. <u>古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>22. (現行どおり)</p> <p>23. <u>上記各号に関するコンサルティング業務並びに経営及び各種事業に関するコンサルティング業務</u></p> <p>24. <u>上記各号に附随し又は関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (条文省略) (新設)</p> <p>第16条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社は、<u>取締役10名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の中からこれを選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第23条 (新設)</p> <p>(条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第23条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法) 第28条 (条文省略)</p> <p>② 取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会議事録) 第29条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第28条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録) 第29条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第32条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) <u>第32条</u> 当社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法) <u>第33条</u> 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 当社は、会社法329条第3項の規定により、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) <u>第34条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。</p> <p>(報酬等) <u>第35条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第36条</u> 当社は、会社法426条第1項の規定により、会社法423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第33条</u> 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) <u>第37条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第38条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程) <u>第39条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第40条</u>～<u>第41条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員はこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条</u>～<u>第39条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(配当の除斥機関)</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第19期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第19期定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p> <p>③ 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>第2条</u> 第3条（本店の所在地）の変更は、2023年7月1日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役4名は任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やまもと まさき 山本 正喜 (1980年12月16日生)	2004年4月 株式会社テレウェイブ（現株式会社アイフラッグ）入社 2005年4月 当社入社 取締役CTO 2018年6月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO兼CTO 2020年7月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO（現任）	22,050,786株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	いのうえ なおき 井上 直樹 (1973年10月28日生)	<p>1998年4月 株式会社アサツーディ・ケイ 入社 2002年11月 株式会社ローランドベルガー 入社 2004年4月 デルジャパン株式会社 入社 2006年12月 レノボジャパン株式会社 入社 2008年2月 株式会社リクルートホールディングス 入社</p> <p>2012年10月 Indeed Inc. 出向 2015年8月 Hotspring Ventures Ltd. 取締役 2017年11月 当社入社CFO兼コーポレートサポート本部長 2018年3月 当社執行役員CFO 2019年3月 当社取締役兼執行役員CFO 2019年10月 当社取締役兼執行役員CFO兼コーポレート本部長 2021年7月 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社取締役(現任) 2021年10月 当社取締役兼執行役員CFO(現任) 2023年1月 株式会社ミナジン取締役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社取締役 株式会社ミナジン取締役</p>	292,925株
3	ふくだ しょうじ 福田 升二 (1980年1月29日生)	<p>2004年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2013年1月 株式会社エス・エム・エス入社 2018年7月 同社執行役員 2019年1月 当社社外取締役 2020年4月 当社入社 執行役員兼事業推進本部長 2020年7月 当社執行役員CSO兼ビジネス本部長 2020年9月 Nintホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2021年7月 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社代表取締役 2022年3月 当社取締役兼執行役員CSO兼ビジネス本部長 2022年4月 当社取締役兼執行役員COO兼ビジネス本部長 2023年1月 当社取締役兼執行役員COO(現任) 2023年1月 株式会社ミナジン取締役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 Nintホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ミナジン取締役</p>	129,729株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	みやさか ともひろ 宮坂 友大 (1982年10月28日生)	2006年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2008年8月 GMO VenturePartners株式会社入社 2013年11月 同社パートナー 2013年12月 同社取締役 2015年4月 当社社外取締役 2019年4月 Capital T合同会社 代表社員 (現任) 2019年5月 当社社外取締役退任 2021年3月 当社社外取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 Capital T合同会社 代表社員	7,705株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役山本正喜の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Fun&Creativeが所有する株式数を含んでおります。
3. 代表取締役山本正喜は、当社の親会社等であります。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社Fun&Creativeにおいて代表取締役の地位にあります。
4. 宮坂友大氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。なお、それ以前に同氏は4年間当社の社外取締役でした。
5. 宮坂友大氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 宮坂友大氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営に関する深い理解と見識があり、当社の当面の事業展開のみならず、長期的展開について大所高所からのアドバイスを期待でき、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
7. 当社は、宮坂友大氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2023年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	むらた まさゆき 村田 雅幸 (1969年2月14日生) 【新任】	1991年4月 大阪証券取引所入所 2001年7月 株式会社大阪証券取引所経営企画本部グループリーダー 2002年7月 同社東京事務所長 2003年7月 同社執行役員 2013年1月 同社上席執行役員 2013年6月 株式会社東京証券取引所執行役員 2018年4月 パブリックゲート合同会社代表社員（現任） 2018年6月 株式会社リグア社外取締役（現任） 2018年7月 株式会社スマレジ社外監査役（現任） 2019年3月 当社社外監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社リグア社外取締役 株式会社スマレジ社外監査役	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">はやかわ あけのぶ 早川 明伸 (1974年1月4日生) 【新任】</p>	<p>2005年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 中島経営法律事務所入所 2010年4月 中島経営法律事務所パートナー 2015年4月 弁護士法人トラスト早川経営法律事務所 (現弁護士法人トラスト早川・村木経営法律事務所) 設立代表弁護士（現任） 2016年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構BusiNestアクセラレーターコースメンター（現任） 2017年11月 GRAソリューションズ株式会社代表取締役（現任） 2018年12月 株式会社HDE（現HENNGE株式会社）社外監査役（現任） 2020年3月 株式会社モンスター・ラボ（現株式会社モンスターラボホールディングス）社外監査役（現任）</p> <p style="text-align: center;">【重要な兼職の状況】</p> <p>弁護士法人トラスト早川・村木経営法律事務所代表弁護士 独立行政法人中小企業基盤整備機構BusiNestアクセラレーターコースメンター GRAソリューションズ株式会社代表取締役 HENNGE株式会社社外監査役 株式会社モンスターラボホールディングス社外監査役</p>	0株
3	<p style="text-align: center;">ふくしま ふみゆき 福島 史之 (1982年1月10日生) 【新任】</p>	<p>2005年11月 港陽監査法人入所 2006年5月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2014年9月 株式会社メルカリ社外監査役（現任） 2020年1月 ファインディ株式会社監査役（現任）</p> <p style="text-align: center;">【重要な兼職の状況】</p> <p>株式会社メルカリ社外監査役 ファインディ株式会社監査役</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村田雅幸氏、早川明伸氏及び福島史之氏は、新任の取締役であります。
3. 各候補者は社外取締役候補者であります。また、当社は村田雅幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、村田雅幸氏を引き続き、早川明伸氏及び福島史之氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
4. 村田雅幸氏は、2019年3月から当社社外監査役を務めており、大阪証券取引所及び東京証券取引所における勤務実績から、大局的かつ専門的な見地からの監査を行っております。同氏は、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制に精通しており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
5. 早川明伸氏は、長年にわたる企業法務分野における弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
6. 福島史之氏は、会社の経営に関与したことはございませんが、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。今般、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保が期待できることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
7. 当社と村田雅幸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。なお、当社は、村田雅幸氏、早川明伸氏及び福島史之氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結することを予定しております。
8. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2023年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。
9. 村田雅幸氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	地位及び担当	各取締役の知識・経験等								
		企業・事業経営	財務・会計	資本市場・M&A	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	テクノロジー・トレンド	事業戦略・マーケティング	ESG	
山本 正喜	代表取締役兼社長執行役員CEO	●						●	●	●
井上 直樹	取締役兼執行役員CFO	●	●	●			●			
福田 升二	取締役兼執行役員COO	●		●			●		●	
宮坂 友大	社外取締役	●		●			●	●		
村田 雅幸	社外取締役(監査等委員)	●		●	●					●
早川 明伸	社外取締役(監査等委員)	●		●	●					●
福島 史之	社外取締役(監査等委員)		●	●	●	●				

(注) 1. 上記「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2. チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

また、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
やまだ ひろゆき 山田 啓之 (1964年10月20日生)	2000年11月 エイジックス株式会社（現 AZX Group株式会社） 設立代表取締役 2001年1月 AZX総合会計事務所設立代表 2013年7月 Fringe81株式会社（現 Unipos株式会社）社外監 査役（現任） 2015年7月 株式会社カオナビ社外監査役 2016年1月 当社社外監査役（現任） 2019年4月 株式会社QDレーザ社外取締役（監査等委員）（現 任） 2020年1月 Axella総合会計事務所設立代表（現任） 2022年6月 株式会社カオナビ社外取締役（監査等委員）（現 任） 【重要な兼職の状況】 Unipos株式会社社外監査役 株式会社QDレーザ社外取締役（監査等委員） Axella総合会計事務所代表 株式会社カオナビ社外取締役（監査等委員）	44,800株

- (注) 1. 山田啓之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山田啓之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 山田啓之氏は、2016年1月から当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって7年2ヶ月となります。

4. 山田啓之氏は、税理士及び企業経営者としての豊富な経験と専門的な見識を持ち、2016年から継続して当社の社外監査役として当社の経営に対し実効性の高い監督及び監査を行っております。財務及び会計の専門家の視点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた適切な監督及び経営の健全性確保が期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

5. 当社は、山田啓之氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める金額となっております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同等の契約を締結する予定であります。

6. 当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、山田啓之氏が監査等委員である取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、2023年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役に対する報酬額は、2015年2月20日開催の当社第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としてご承認いただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）と定めることといたしたく存じます。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案の内容に基づく金銭報酬、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

本議案は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載の当社における「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

また、本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額50,000千円以内と定めることといたしたく存じます。本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の報酬等は、本議案の内容に基づく金銭報酬、第8号議案「監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年2月20日開催の当社第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、また、当該報酬額とは別枠として、2022年3月25日開催の当社第18期定時株主総会において、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定することにつき、ご承認いただき、今日にいたっております。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決された場合、「年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分分の給与は含みません。）」となります。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、年額120,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定いたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、譲渡制限付株式は、一定期間継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として譲渡制限を解除する「譲渡制限付株式Ⅰ」と、中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数が決定される「譲渡制限付株式Ⅱ」の二種類で構成されます。

また、本制度は、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するものであり、その内容は相当であると考えております。

なお、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」のご承認が得られた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）

となります。

また、本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

記

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行及び処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数116,000株（うち社外取締役23,200株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取

締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）こと。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得すること。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。

(3) 譲渡制限の解除

① 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち、当社の中期経営計画の業績目標である売上高成長率等の達成度やその他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した業績目標の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること。

ただし、①及び②のいずれについても、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織

再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得すること。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決された場合、「年額50,000千円以内」となります。

今般、当社は、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」という。）に対して、株主の皆様との価値共有により、当社グループの企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、下記のとおり、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、年額20,000千円以内として設定いたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

また、本制度は、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するものであり、その内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

記

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行及び処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数23,200株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）こと。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得すること。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得すること。

(5) その他取締役会で定める事項

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

【本制度の導入が相当である理由】

当社は、自社株報酬について、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進する観点から有効なインセンティブであると考えております。また、当社の監査等委員の職責は監査業務に限定されるものではなく、取締役としての経営判断も期待されていることから、その割合が金銭報酬に比して過度に高くない限り、監査等委員である取締役に対して業績条件の付されていない自社株報酬を付与することは適切であると考えております。

本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、本制度により対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の上限数（年23,200株）は、当社発行済株式総数39,941,702株（2022年12月31日現在）の約0.05%に相当し、希薄化率も軽微であることから、本制度の導入は相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館地下1階
「A P 浜松町」D・E・Fルーム



最寄駅

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅（A6出口）より徒歩3分

都営地下鉄 三田線 芝公園駅（A3出口）より徒歩3分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅（北口）より徒歩7分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。